



証するものではないため、交付決定がされなかった場合は、事業実施主体の責任において事業を完結させること。

(3) 諸般の事情から補助金の交付がされない、又は補助金交付申請（予定）額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。

(4) 届出事業以外の交付決定前着手事業については、補助金の対象としないこと。

(5) 交付決定を受けるまでの間に実施した事業に損失が生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。

第4条～第16条（略）

附 則

[平成24年4月1日施行～令和4年10月18日改正施行分まで省略]

附 則

この要綱は、令和5年8月23日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。

別表1（略）

別表2

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
警戒区域等医療施設再開支援事業	I～II (略)	(略)	(略)	(略)

第4条～第16条（略）

附 則

[平成24年4月1日施行～令和4年10月18日改正施行分まで省略]

別表1（略）

別表2

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
警戒区域等医療施設再開支援事業	I～II (略)	(略)	(略)	(略)

	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		<p>Ⅲ 避難者が帰還する環境整備のため、市町村が整備する診療所</p> <p>(1)既存医療施設の再開が困難で、市町村が地元で唯一、診療所を開設等する場合 開設のための施設整備に必要な工事請負費、その他開設のために必要な費用のうち医療行為のために直接必要となる旅費、需用費（修繕料に限る。）、役務費（通信運搬費等）、委託料及び備品購入費等</p> <p>(2)運営に必要な人件費、報償費、旅費、需用費（医療材料費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等</p>	<p>(1)について 実支出額</p> <p>(2)について アとイの合計額から診療収入額を控除した額 ただし、総事業費から診療収入及びその他の収入額を控除した額を上限とする。</p> <p>ア.人件費及び報償費について 別に定める額 イ.ア以外について 実支出額</p>	<p>(1)10/10 以内</p> <p>(2)10/10 以内</p>
	Ⅲ 地域に必要な医療等を確保するために機能強化を行う警戒区域等の医療機関等	医療機関等の機能強化をするために要する下記の経費  施設の増改築改修整備に必要な工事請負費並びに医療用設備整備に必要な備品購入費、需用費、委託料	(略)	(略)		<p>Ⅳ 地域に必要な医療を確保するために機能強化を行う警戒区域等の病院及び診療所</p> <p>医療機関の機能強化をするために要する下記の経費  施設の増改築改修整備に必要な工事請負費並びに医療用設備整備に必要な備品購入費、需用費、委託料</p>	(略)	(略)
	Ⅳ 高齢者等への医療を提供するために送迎等を行う医療機関等	(略)	(略)	(略)		<p>Ⅴ 高齢者等への医療を提供するために送迎等を行う医療機関等</p>	(略)	(略)

	V 地域医療に貢献する取組を行う医療機関等	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
認定看護師等養成事業	病院及び医療関係団体	1 (略)	1 について 1,298,000 円/人  <u>(削除)</u>	(略)
		2 (略)	(略)	
		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	

※1～8 (略)

	VI 地域医療に貢献する取組を行う医療機関等	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
認定看護師等養成事業	病院及び医療関係団体	1 (略)	1 について 1,298,000 円/人  ただし、 <u>認定看護師(感染管理分野)</u> については、 <u>2,000,000 円/人</u> とする。	(略)
		2 (略)	(略)	
		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	

※1～8 (略)

別表 3

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率	上限額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

※1 (略)

別表 4

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率	上限額
<u>初期救急医療確保支援事業</u>	<u>南相馬市 いわき市</u>	<u>南相馬市の休日夜間救急センター及びいわき市の休日夜間急病診療所の運営費に必要な経費</u>	<u>総事業費から総収入額を控除した額</u>	<u>1/2 以内</u>	<u>南相馬市 5,000 千円 いわき市 20,000 千円</u>

第1号様式～第12号様式 (略)

別表 3

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率	上限額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>初期救急医療確保支援事業</u>	<u>南相馬市 いわき市</u>	<u>南相馬市の休日夜間救急センター及びいわき市の休日夜間急病診療所の運営費に必要な報償費、人件費、保険料</u>	<u>実支出額</u>	<u>10/10 以内</u>	<u>南相馬市 10,000 千円 いわき市 20,000 千円</u>

※1 (略)

(新 設)

第1号様式～第12号様式 (略)

第13号様式

(新 設)

第13号様式（第3条関係）

番 号  
年 月 日

福島県知事

補助事業者住所  
補助事業者名

福島県地域医療復興事業事前着手届

令和 年度福島県地域医療復興事業補助金に係る事業について、下記により事前に着手したので、福島県地域医療復興事業補助金交付要綱第3条第5項ただし書きの規定に基づき、届け出ます。

また、事前着手に当たっては交付要綱第3条第5項(1)から(5)の条件を承諾し、本補助金について交付決定がされなかった場合においても、異議は申し立てません。

記

1 補助事業名

2 実施医療機関名

3 事前着手の理由

4 事業計画

着手予定年月日 年 月 日

完了予定年月日 年 月 日

5 本件責任者及び担当者

(1) 責任者 所属・職氏名・連絡先

(2) 担当者 所属・職氏名・連絡先